

平成30年第1回三笠市議会定例会

平成30年3月2日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 4番 島山 幸氏
 - 6番 澤田 益治氏
 - 3 会期の決定
 - 平成30年3月 2日
 - 平成30年3月26日25日間
 - 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
 - 5 議 事
 - 6 散会宣告
-

○議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | 平成29年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告について（監報第1号） |
| 日程第 5 | 報告第1号及び報告第2号について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 平成29年度三笠市一般会計補正予算（第6回）の専決処分について |
| 日程第 7 | 議案第23号から議案第30号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針） |
| 日程第 8 | 議案第1号から議案第22号まで及び議案第31号について |
-

○出席議員（9名）

議 長	10番	谷津 邦夫氏	副議長	9番	儀惣 淳一氏
	1番	折笠 弘忠氏		2番	谷内 純哉氏

3番 只野勝利氏

4番 畠山幸氏

6番 澤田益治氏

7番 武田悌一氏

8番 齊藤且氏

○欠席議員(0名)

○説明員

市長	西城賢策氏	副市長	北山一幸氏
総務福祉部長	右田敏氏	総務課長	池田真志氏
企画財政部長兼 企画調整課長事務取扱	金子満氏	税務財政課長	柳谷忍氏
経済建設部長	千葉俊行氏	教育長	永田徹氏
教育次長	高森裕司氏	病院事務局長	三百苺宏之氏
消防長	辻道元信氏	監査委員	森原裕氏
監査委員事務局長	中川学氏		

○出席事務局職員

議会事務局長 小田弘幸氏 議会係長 花井志夫氏

◎議長（谷津邦夫氏） 開会前ですが、企画振興課から広報みかさ取材のため、写真撮影の申し出がありますので、許可しております。

開会 午前10時30分

◎開 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） おはようございます。
ただいまから、平成30年第1回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。
会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、4番畠山議員及び6番澤田議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。
今定例会の会期は、本日から3月26日までの25日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。
会期は、25日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の3 諸般報告に入ります。
初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとしま

す。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてでございますが、1月30日、1月31日の2日間で特別交付税に関する要望行動として、そこに記載してありますとおり、道内選出国會議員、総務省事務次官、自治財政局長、官房審議官等に要望してまいりました。例年同様、当市が今まで取り組んできました行財政改革のほか、道路除排雪の対策、市立病院の経営対策等々について説明し、要請並びに支援に対する御理解をお願いしたところでございます。自治財政局長からは特別交付税の配分額が少ない中、今年度は大きな災害があり、また、全国的にも台風や大雨による災害も多い年であったため、災害対策が優先となり、大変厳しい状況である。しかし、三笠市の取り組みは理解するので、検討したいとお話をいただいたところでございます。

続きまして、報告第2号の人事発令についてでございますが、そこに記載してありますとおり、1月5日付で部長職及び課長職の人事異動を行ったところでございます。

続きまして、報告第3号の市工事についてでございますが、萱野川河川改修工事ほか5件について、そこに記載してありますとおり入札を行いまして、それぞれ期限までに完了するよう工事に入っているところでございます。

また、本報告をもちまして、今年度議決いただきました工事案件等につきましては、全て入札を終えましたことをあわせて報告いたします。

最後に、報告第4号の日本ジオパークの再認定についてでございますが、そこに記載してありますとおり、昨年11月4日から6日までの3日間、三笠市で再認定の現地審査が行われました。その後、12月22日に再認定の御連絡をいただきましたので、報告いたします。

今回、審査員から評価していただいた点といたしましては、平成25年度の認定時よりも教育や観光などの面でジオパークとしての発展が見られたことが大きく評価されたところであります。次の再認定の審査は4年後の2021年度に行われますが、今後はもっと市民がジオパークによる経済効果を感じていただける事業となるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） ないようですから、次に、報告第2号同じく総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第3号経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 最後に、報告第4号経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 平成29年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告について（監報第1号）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の4 監報第1号平成29年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、監報第1号平成29年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告については、報告済みとします。

◎日程第5 報告第1号及び報告第2号について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の5 報告第1号及び報告第2号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第1号及び報告第2号については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第3号 平成29年度三笠市一般会計補正予算(第6回)の専決処分について

◎議長(谷津邦夫氏) 続いて、日程の6 報告第3号平成29年度三笠市一般会計補正予算(第6回)の専決処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 報告第3号平成29年度三笠市一般会計補正予算(第6回)の専決処分について報告申し上げます。

今回の補正予算の内容は、こころのふるさと基金寄附金の増額に伴う返礼品などの費用や大雪に伴う除排雪費用に不足が見込まれることから、必要な経費を措置するため、既定予算額93億5,480万2,000円に1億5,700万円を追加し、予算の総額を95億1,180万2,000円としたものであります。

歳出については、ふるさと納税に要する経費及び道路除雪に要する経費を措置したものであり、歳入については、財政調整基金繰入金を措置したものであります。

諸般の事情から1月29日に専決処分を行ったものであり、本来であれば議会提案すべきところではありますが、その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

以上、報告といたしますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(谷津邦夫氏) これより、報告第3号について、質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

報告第3号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第3号平成29年度三笠市一般会計補正予算(第6回)の専決処分について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

報告第3号は、承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第23号から議案第30号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の7 議案第23号から議案第30号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長及び教育長から平成30年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められていますので、順次発言を許可します。

初めに、市長から平成30年度市政執行方針について説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 平成30年第1回定例会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

現在、国では、人づくり革命や生産性革命に力を入れるほか、引き続き地方の活力を上げるため「地方創生」を進めております。

本市は、誇りと挑戦を根幹に置く「第8次三笠市総合計画」や、「三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、国の動向を注視しつつ、新しい発想をさらに取り入れ、着実なまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、市民並びに市議会議員の皆様の特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、まちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

一つ目として、行政判断の基本は、本市の市益・市民益にあると考えていること、二つ目は、人口減少対策として徹底した経済・産業活性に取り組まなければならないと考えていること、この二つの考え方にに基づき、市政運営の判断をしてまいりたいと考えております。

次に、総合計画の基本目標に基づき、本年度の主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「人が育つまち三笠」についてであります。

次代を担う子供たちが、たくましく生きる力と思いやりのある豊かな心を育み、家庭・学校・地域の連携により、元気に学びながら成長できるよう、学習や文化・スポーツ環境の充実を図るとともに、子育てしやすい環境の充実に努めてまいります。

また、市立三笠高等学校については、毎年、調理・製菓の各種コンクールにチャレンジし、全国優勝を果たすなど輝かしい成績をおさめており、市民に元気を与えています。

これらの実績を踏まえ、調理の技術力向上や専門的知識・経営力のさらなるスキルアップを図るため、高校生レストランをオープンし、食のスペシャリストとしての総合力を身

につけさせるための環境を整備するとともに、料理教室や料理コンクールなどを開催し、食による交流人口の増加に努めてまいります。

次に、「人が元気で働けるまち三笠」についてであります。

経済・産業活性の取り組みについては、引き続き産業界と議論を行い、既存制度の拡充も含め、必要な制度創設に向けて検討してまいります。

農業については、日本型直接支払事業、タマネギ生産性改善事業を引き続き実施するほか、新規就農者や農業後継者の育成・確保や、市独自の小規模排水等整備事業により基盤整備を推進してまいります。

さらに、農産物の販路拡大に向け、農業団体等と連携し地元で生産される農産物のブランド化、道内外で開催されるフェア等に積極的に参加するとともに、都市と農村の交流を促進するため、農業チャレンジ補助金を活用し、農業者みずからが行う交流施設の整備に対する支援をしてまいります。

また、従来 of 農業体験ツアーを引き続き行うとともに、受け入れ農家やツアー回数の拡大を図り、地元農産物の魅力を発信し、地域経済の活性化を図ってまいります。

商工業及び起業化については、引き続き商工業活性化事業やる気応援補助金などの制度により、新たな事業や起業家に対する支援を行い、地域経済の活性化に努めてまいります。

また、食に対する取り組みとして、商工業者・三笠ジオパーク・三笠高校などと連携し、三笠ならではの商品の開発に取り組み、特産品などの販売拠点となる観光協会や高校生レストラン物販コーナーの魅力向上に努めるほか、市内外からの誘客増加に向け、一層努力してまいります。

さらに、三笠高校生による高校生レストランを起点とした「食街道づくり」を目指し、農業やジオパークとも連動した食による観光づくりを推進するとともに、本市の特色や地域資源を生かし、食をまちづくりの中心に据え、市民、事業者、関係団体、市が協働して地域活性化を図るため、食の基本条例の制定に向けた検討を続けてまいります。

中心市街地再整備については、市民の消費活動や交通の利便性の向上と観光の発信につなげる施設整備に向け、関係する商工会等と連携し取り組んでまいります。

石炭地下ガス化の取り組みについては、引き続き室蘭工業大学と連携し新たな試みも含めた基礎実験をするほか、昨年のフィールド実験を踏まえ次のステップに向けた適地調査を実施してまいります。

企業誘致については、民間の信用調査会社等と連携し、企業へのアプローチを図っていくと同時に、既存企業の課題などの把握にも努めてまいります。

雇用・労働環境については、関連する市内団体との連携や広域団体とともに実施している事業に取り組みながら、市内労働環境の改善や人材育成などに努めていくほか、労働者への生活・教育資金の融資政策を継続してまいります。

また、失業者対策として、ハローワークなどとの連携による取り組みや求人情報を発信

し、雇用の拡大を図ってまいります。

観光については、本市の施設である三笠鉄道村、ファミリーランドみかさ遊園、桂沢国設スキー場などについて、引き続き施設管理を徹底し、利用者の安全対策と利用促進に努めてまいります。

また、近年、増加傾向にあるサイクリング観光や外国人観光客の誘客にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、各種イベントのほか、今年度は新たにダム工事に関するインフラツーリズムとして、ツアーの開発を国や旅行業者などと連携し、交流人口の増加と経済振興につなげるほか、桂沢湖周辺の開発についても、関係機関との協議を進め、意見・要望が反映されるよう国等に要請してまいります。

次に、「人が快適に生活を楽しむまち三笠」についてであります。

交通環境については、今後も公共交通の維持、住民の足である市営バスの運行を守るため、経費節減に努めながら運行維持を図ってまいります。

また、市民の交通の利便性向上のため、高速道路を通過する都市間高速バスの停留所設置などに向け、引き続き関係機関への要望に取り組んでまいります。

冬の環境については、国や北海道と連携をとりながら、市民の重要なライフラインである道路網の除排雪に努めてまいります。

また、ぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施してまいります。

環境衛生については、ごみの分別など適正排出によるリサイクルの啓発を進め、ごみの減量に努めてまいります。

また、市営墓地については、清住墓地の通路整備や柏町墓地にトイレを設置し、墓地の環境整備を進めてまいります。

市営住宅については、現在、進めている榊 町団地建替事業をはじめ、既存の市営住宅の改修を引き続き実施するとともに、市内各地に点在する空き老朽市営住宅の計画的な除却を進め、地区内集約化を図ってまいります。

また、子育て世帯等を対象とした岡山地区の道営住宅の整備として、本年度に1期工事分の4棟16戸が完成予定で、引き続き2期、3期工事の早期完成に向けて取り組んでまいります。

個人住宅については、住まいのリフォーム助成事業、若者移住定住促進家賃助成事業を引き続き実施するとともに、住宅建設等費用助成事業を拡大し、移住・定住の促進を図ってまいります。

上水道については、「水質検査計画」に基づき、水質管理の徹底を図るとともに、計画的な配水管の改良と老朽管の更新を行い、有収率の向上と効率的な業務執行に努めてまいります。

下水道については、浸水対策として三笠第3排水区整備を継続して行うほか、内水ハザードマップや浄化センターの機器更新を計画的に進めるとともに、施設の適切な維持管

理に努めてまいります。

幾春別川総合開発事業については、新桂沢ダムの堤体工事が、順調に進捗しており、新桂沢及び三笠ぼんべつ両ダムの早期完成を目指し、着実に工事が促進されるものと期待しているところでありますが、引き続き関係機関に要請してまいります。

森林資源の保護については、市有林環境保全整備事業や分収造林受託事業を計画的に実施してまいります。

道路・橋梁・河川については、計画的に整備するとともに、道道関係の整備については、引き続き北海道へ要望してまいります。

情報通信環境については、光通信網が市内の広範囲に整備されましたが、一部の地域においてはまだ未整備となっているため、エリア拡大について、引き続き通信事業者へ要望してまいります。

また、市内のWi-Fi環境について、防災や観光の拠点等における住民や来訪者の情報収集等の利便性を高めるため、国の支援制度を活用するなど整備方法について研究してまいります。

次に、「人が安心して暮らせるまち三笠」についてであります。

地域福祉については、小地域ネットワーク活動の充実や地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制を一層推進するなど、地域から孤立することなく、安心して暮らすことのできる生活環境づくりに努めてまいります。

生活保護については、法に基づき適正実施に努めるとともに、ハローワークとの連携や生活保護就労支援員の配置を継続し、就労及び自立助長に努めてまいります。

また、生活困窮者の自立支援については、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティーネットとして、広域連携による相談支援等を包括的に取り組んでまいります。

児童・母子・父子福祉については、「三笠市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所・児童館の環境整備、認定こども園の開設に向けた検討協議や本市独自の保育所使用料助成事業、乳児紙おむつ購入費用助成事業、子育てサロン事業を引き続き実施し、幼児期の保育・子育て支援の拡充や質の向上を進めることで子育てしやすい環境を図り、商品券などで支援することにより市内経済の活性化を推進してまいります。

また、新婚支援策として新生活のスタートアップに係る費用など、一定の経済的負担を軽減することで、定住対策に努めてまいります。

さらに、新たにひとり親家庭への支援として、経済的自立・生活の安定に資する能力開発や資格取得をサポートするため、自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業を実施してまいります。

また、新たにシングルマザーに対し、引っ越し代や一定の生活支援を図ることで、移住及び定住促進につなげてまいります。

地域医療については、市民が安心して暮らし続けるための大切な社会基盤であり、必要

な医療が適切に受けられる環境を維持する必要があります。

そのため、本市の基幹病院である市立病院においては、医師・看護師・医療技術者等の必要な人材の確保に努め、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを進めるとともに、外来・病棟機能の維持や在宅医療の充実を図り、高齢者が可能な限り住みなれた地域で診療が受けられるよう、各診療科、救急医療並びに訪問看護事業などについて、現行の体制を堅持してまいります。

また、経営健全化を図るために、患者の確保、サービスの向上にかかわる取り組みを強化するとともに、経営改善にも改革的視点で取り組んでまいります。

国民健康保険については、都道府県化に伴うさまざまな制度改革に対応できるよう国保事業の健全な運営に努めてまいります。

また、生活習慣病や疾病予防のため、人間ドックなどの各種検診を引き続き実施し、健康寿命の延伸や医療費の抑制に努めてまいります。

健康づくりについては、各種健康診査や健康教育のほか、各種運動教室を引き続き実施してまいります。

また、がん対策の一つとして、特定の年齢に達した方に対する各種がん検診や肝炎ウイルス検診の費用を助成するほか、中学2、3年生を対象に胃がんの発症の抑制に効果があるピロリ菌検査や除菌費用の助成を実施してまいります。

インフルエンザ予防接種の費用助成については、引き続き高校生まで実施してまいります。

高齢者福祉については、「第7期三笠市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者が住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、保健サービスや施設サービスなどを提供するほか、バス運賃の一部助成や敬老祝い温泉入浴券助成事業、長寿祝い事業を引き続き実施してまいります。

介護保険については、団塊の世代が75歳を超える2025年を見据えて「第7期三笠市介護保険事業計画」に基づき、適正な介護認定及びサービス給付を進めるとともに、介護保険財政の健全運営に努めるほか、介護予防・日常生活支援総合事業や水中運動教室などの予防事業を引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、「第4期三笠市障害者計画」に基づき、障害福祉サービスのほか、コミュニケーション支援事業やタクシー料金の一部助成を引き続き実施するとともに、社会福祉事業団がことし4月に開設する障害児通所支援事業所では、心身に障害や発達におくれを持つ児童・生徒に適した生活・学習指導などが行われます。

今後におきましても、子供たちが将来、自立した生活を送れるよう努めてまいります。

また、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解と広がりをもって地域で支え合うことができる「三笠市笑顔で心をつなぐ手話言語条例」を制定し、講習会を開催するなど、市民の手話に対する理解を広げ、手話が使いやすい環境づくりに努めてまいります。

交通安全については、全国的に高齢運転者や飲酒運転による交通事故が社会問題となっていることから、関係機関や各団体と連携し、積極的に啓発活動を展開し、安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

また、高齢者の運転免許証自主返納に関する市民のニーズ調査を行い、検討を進めてまいります。

市民生活の安全対策については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「三笠市空家等対策計画」に基づき、管理不全な空き家等について引き続き所有者などに管理指導するとともに、法律等に基づいて特定空家を認定し、対策を行ってまいります。

防犯対策については、町内会などが行う防犯灯のLED化などの支援を引き続き実施してまいります。

消費生活については、振り込め詐欺や悪質商法などによる被害の防止を図るため、消費者協会を中心とした消費者被害防止ネットワークを活用し、関係機関と連携し啓発活動や相談体制の確保に努めてまいります。

消防行政については、老朽化した消防車両を更新し、消防活動機能の充実強化を図るとともに、安全で安心なまちづくりのため、地域での防火活動や救命率の向上を目指した講習会を開催してまいります。

火災予防対策については、住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理の周知や、高齢者を重点に防火指導を推進し、事業所等と連携をとりながら防火管理体制の強化に努めてまいります。

防災については、地域防災力の向上に向けて、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに、地域防災リーダーの育成や防災研修会を実施してまいります。

また、有事の際において、自動的に市内放送される全国瞬時警報システムや愛の鐘については、昨今の災害の激甚化や北朝鮮からの弾道ミサイル発射などの情報発信を的確にするため、効果的な手法について研究し、市民の安全、安心に努めてまいります。

次に、「人と自然が共存できるまち三笠」についてであります。

本市の歴史や資源を総合的に活用し、引き続き北海盆おどりや博物館特別展を実施してまいります。

また、三笠ジオパークについては、昨年、4年に一度の再認定審査に合格し、その際、日本ジオパーク委員会より評価を得た学校教育と連携した教育活動の充実や学習旅行の誘致、ジオパークの要素と地域資源を融合した体験型ツアーなどの実施については、より研究を進め魅力向上を図っていくほか、課題とされた地形地質の学術調査や無形文化遺産の整理などについては、引き続き課題解決に向け、取り組んでまいります。

今後も、市民や関係団体などの協力のもと、ジオパークの魅力を最大限に発揮できるよう努めるほか、三笠トロッコ鉄道などの相乗効果により、一層の魅力づけを図ってまいります。

なお、国内外における情勢の政治文化に浸れる講演会を引き続き実施してまいります。

最後に、「人が未来に向かって夢を育めるまち三笠」についてであります。

協働・市民参加については、協働のまちづくり推進事業補助金の活用を促し、地域住民と連携した環境美化などを目指すほか、市政懇談会や多くの審議会等のほか、未来創造会議や主要団体協議会などを必要により開催し、意見交換に努めてまいります。

コミュニティ活動については、引き続き連合町内会の活動を支援するほか、市役所が市民により近い存在になるよう地区市民センターに出向き、相談活動を行うほか、集いの場としてのコミュニティ拠点の強化を図ってまいります。

行政運営については、引き続き行政改革に取り組むほか、働き方改革を推進し、業務の効率化と生産性の向上を図ることにより、職員が心身ともに健康な状態を保つことで、一層住民サービスの向上につなげてまいります。

移住定住促進については、テレビCMなどで各施策の周知と本市の認知度向上を図るほか、地域おこし協力隊制度の活用により、将来的に地域に定着し、活躍できる人材の確保に努めてまいります。

また、引き続き遠距離通勤者に対し通勤費用の一部助成により、通勤のしやすさをアピールすることで、移住及び定住促進につなげてまいります。

財政運営については、今後、地方交付税の削減も懸念されることから、一層の経費節減に努め、的確な収入確保として、本市の重要な財源である市税について、納税意識の高揚と納税に誠意の見られない滞納者には法的措置による滞納処分を実施するほか、引き続きふるさと納税の収入確保に努めるなど、健全な財政運営を図ってまいります。

私は、「三笠市未来づくり基本条例」に基づき、これまで先人が築き上げてきた誇りと豊かな自然・歴史・文化、そして協働の精神によって築かれたこのまちを継承し、小さくてもキラリと光るまちを構築してまいります。

また、次代を担う子供たちが未来に向かって夢を育み、そして本市に帰ってこられる環境づくりに取り組んでまいります。

私は、今まで育ててきたまちづくりの芽がさらに大きく実を結ぶよう「第8次三笠市総合計画」を見直すとともに「三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を図り、ますます大きな力が発揮できる事業展開を考え、これからも明るい未来に向けたまちづくりに全力を尽くしてまいります。

以上、市政執行に臨む、私の所信の一端を申し上げましたので、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、教育長から平成30年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、登壇願います。教育長。

（教育長永田徹氏 登壇）

◎教育長（永田 徹氏） 平成30年第1回定例会に当たり、教育の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

少子高齢化の急速な進展や経済の一極集中化などの課題により、持続可能な社会をつくるための「人づくり」が社会的に急務となっております。

こうした状況の中、新たな社会を創造していく人材や国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ、他者と協働して課題解決ができる人材の育成が求められるとともに、学ぶ意欲や規範意識の醸成、道徳心や体力・運動能力の向上など、子供たち一人ひとりが豊かな人生を歩むため、教育の重要性はますます高まっております。

北海道においては、全ての子供たちに、予測困難で変化が激しく、多様性が高まる社会において自立して生き抜く力や互いを思いやり、支え合う、優しい心を育むことを教育の目指す姿として取り組んでおります。

一方、本市においては、「三笠市教育大綱」の基本方針に沿って、各施策を確実に執行していくとともに、家庭・学校・地域社会が一体となって、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を基礎とする子供たちの「生きる力」を育ててまいります。

また、地域の歴史や文化、まちづくりなどへの関心を高め、地域を知ることによって、三笠で生きることに誇りを持ち、三笠の未来を考え、郷土愛を育む学校教育を推進してまいります。

さらに、市民の誰もが、あらゆる機会、あらゆる場所で学び続けることのできる社会の実現を図るため、新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくりに努めてまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園授業料等助成事業を継続し、子育てしやすい環境の充実を図ってまいります。

また、本市の幼児教育を担っている市内唯一の私立幼稚園は、園児数の減少に加え、園舎の老朽化により存続が危ぶまれる状況となっておりますが、幼児教育は子育て世代や移住定住を促進する観点からも必要不可欠なものであることから、引き続き、園の存続を支援するため運営費の一部を補助してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

子供たちが変化の激しい社会において自立して生きていくためには、基礎学力の定着が必要なことから、私塾講師等を活用した学力向上未来塾推進事業を引き続き実施し、小中学校の児童・生徒の学力向上を図ってまいります。

また、市内全小中学校において実践してきた小中一貫教育を推進するとともに、三笠小学校・三笠中学校のコミュニティ・スクールを継続するほか、本年度より新たに岡山小学校・萱野中学校でも実施することにより、全市的な展開を図り、家庭・学校・地域全体で子供たちを守り育てる環境の充実に努めてまいります。

加えて、全国コミュニティ・スクール研究大会を本市で開催することにより、機運の醸成を図るとともに、本市を全国に広くPRしてまいります。

子供たちに多様な体験学習の機会を提供するための土曜学習を継続するとともに、英語

への興味・関心を高め、実践的コミュニケーション能力を身につけさせるため、3歳から小学校6年生までの親子を対象とした英語教室を継続してまいります。

また、小中学校のトイレは、洋式トイレが一般化している中、和式トイレが多数を占めており、家庭などの生活実態と合わない状況であるとともに、災害時の避難所にも指定されていることから、トイレの洋式化を進め、教育環境の充実に努めてまいります。

学校統合に伴い遠距離となる児童・生徒の通学手段を確保するため、スクールバスの運行及び定期券料金を補助することで、安全・安心な通学環境づくりに努めるとともに、岡山・萱野地区の子育て世帯に対する支援策として、岡山小学校児童館登録児童の通所に係る安全確保を図るため、タクシーによる来館支援を継続してまいります。

吹奏楽指導者招致事業として、札幌交響楽団所属の演奏者を招致し、三笠小学校スクールバンド及び三笠中学校吹奏楽部の演奏技術の向上を図ってまいります。

また、小学生の給食費無料化を継続し、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

特別支援教育については、障害のある児童・生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対して支援員を配置するなど必要な支援を行ってまいります。

いじめ問題対策については、「三笠市子どものいじめ防止等条例」に基づき策定した「三笠市いじめ防止基本方針」により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めてまいります。

また、いじめ問題などに対するスクールカウンセラーの相談を引き続き実施するほか、研修会を開催し、学校職員、保護者、地域が一体となっていじめに対する理解を深めてまいります。

教育研究所においては、学習指導要領を基本に、本市の特色ある教育と新しい学校教育の実現を図るための研究活動を進めてまいります。

市立三笠高等学校については、「愛され続ける学校づくり」を学校経営方針として掲げ、食物調理科の特色を生かした教育活動を展開し、卒業後に多様化する社会に対応できる力を持った人材や地域に貢献できる人材の育成に引き続き努めてまいります。

また、本年度は、生徒に食に関する高度な専門的知識と技術のほか、生徒が学校の授業だけでは体験できない接客や経営力を身につけるための高校生レストランをオープンし、食のスペシャリストを育成するための環境を整備するとともに、料理教室や料理コンクールなどを開催し、食による地域活性化や交流人口の増加に努めてまいります。

生徒確保対策については、開校以来、継続して定員を確保しておりますが、今後も少子化により生徒数が減少する状況が続くことから、引き続き、全道各地で学校説明会を開催しPRするとともに、保護者の経済的な負担軽減により安定的な生徒確保を図るため、教材費などの一部を助成してまいります。

また、洋式トイレが一般化している中、和式トイレが多数を占めており、家庭などの生

活環境と合わない状況であるとともに、災害時の避難所にも指定されていることから、トイレの洋式化を進め、教育環境の充実に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

「三笠市社会教育中期計画」に基づき、家庭・学校・地域が連携しながら子供を育む環境づくりの推進や学びの成果を生かす機会の提供など、新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指し、各施策を推進してまいります。

青少年教育については、地域の自然や特性を生かした体験学習などを行っている三笠市地域子ども会育成連絡協議会の諸活動への参加を促し、自主的に行動できる子供たちの育成に努めてまいります。

成人教育については、実行委員会と協議しながら、新成人が思い出に残るような魅力ある成人祭を開催するとともに、高齢者が健康で生きがいのある充実した生活を支援するための学習活動の場として、ことぶき大学を引き続き開催してまいります。

芸術・文化については、「三笠市民文化芸術振興条例」に基づき、芸術・文化活動を推進するため、文化協会が主催する三笠市民文化祭の運営費の一部を助成してまいります。

文化遺産については、大切に保存・展示するとともに、郷土芸能の魅力や継承の意義などをPRしながら、後世に継承していくための取り組みを実施してまいります。

三笠北海盆おどりについては、炭鉱全盛期の歴史文化を継承する本市の一大イベントとして、まちの活性化を図るため、引き続き開催するとともに、市内外へ向けてのPR強化と、さらなる魅力づけを行うため、事業の拡充に努めてまいります。

また、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

公民館については、文化及び学習活動の場として、文化団体、サークルに提供するほか、引き続き、公民館講座を開催してまいります。

図書館については、子供への読書案内やボランティアによる絵本とお話の会である、かるがも会などの各種事業を実施するとともに、引き続き小中学校へ定期的に図書の貸し出しを行い、子供たちによりよい読書環境を提供してまいります。

また、乳幼児健診時における絵本などの読み聞かせと、乳児に絵本を贈るブックスタート事業を引き続き実施し、子育てを支援してまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、野球は北海道日本ハムファイターズ、サッカーは北海道コンサドーレ札幌に引き続き委託し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組んでまいります。

パークゴルフ場サン・パーク及び運動公園内の体育施設については、指定管理者により運営を継続するとともに、スポーツセンターについては、災害時の避難所に指定されていることから、耐震改修を実施してまいります。

また、教育長杯パークゴルフ大会を引き続き開催し、パークゴルフ場サン・パークの利用促進と市民の健康増進及びスポーツの振興を図ってまいります。

博物館については、展示数日本一と言われるアンモナイト化石など、古生物を生かした学術研究の充実・発展と地域に根差した特色ある教育の場を提供するとともに、さらなる利用者の拡大を目指し、国内外のさまざまな種類の化石を時代ごとに展示する「せいめいのれきし」をテーマにした特別展を開催してまいります。

また、市内の小中学校の児童・生徒に本市の自然、産業、歴史などを学ぶ三笠ジオパークと連携した地域科授業を通して、ふるさとへの愛着を深め、誇りに思う心を育ててまいります。

以上、平成30年度の教育の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育の推進に当たっては、各関係機関、団体などとの連携を図るとともに、市民の皆さんの御協力をいただきながら、子供たちの健やかな成長を育てていく教育環境の充実に努めることが必要であると考えております。

私は、教育委員会が果たさなければならない「役割」と「責任」の重大さを深く認識し、市長と教育委員会が一体となり、本市の教育の質の向上と発展に向け、ここに申し上げます各施策を確実に執行するよう最善を尽くしてまいりたい決意であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 引き続き、議案第23号から議案第30号までについて、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第23号平成30年度三笠市一般会計予算から議案第30号平成30年度市立三笠総合病院事業会計予算まで、一括して提案説明申し上げます。

まず、国の平成30年度の地方財政対策であります。国は、地方財政への対応に当たっては、昨年度同様、地方が安定的な財政運営を行えるよう、一般財源総額を平成29年度の水準を下回らないよう確保していますが、地方交付税の別枠加算を見直すなど、算定方法の改正を進め、頑張る地方を支援する仕組みの充実を図っております。

こうした中、平成30年度における三笠市の予算は、どのような状況にも対応できる安定的かつ健全な財政基盤を確立し、今後も地方公共団体財政健全化法の制限を受けない財政構造を維持していくため、引き続き将来負担を意識した公債費の適正化や行財政改革を推進する一方で、子育て支援、高齢者対策、産業活性化対策などの事業を推進し、元気のある地域社会づくりのステップアップを目標に予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の概要について説明いたします。

最初に、議案第23号平成30年度三笠市一般会計予算についてであります。歳出予算から説明いたしますと、経常費予算では、これまでの行財政改革の努力を緩めることなく、引き続き必要な経費の見直しの徹底を図るほか、重点的、効率的な予算編成としたものであります。

一方、政策的予算については、「第8次総合計画の確実な推進」「三笠市まち・ひと・

しごと創生総合戦略の推進」をコンセプトに、地域の特性を生かした経済・産業活性化による雇用の創出、本市への人口流入の促進、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進するとともに、安心して生き生きと暮らせる環境づくりを推進するため、本会議の冒頭で述べました「市政執行方針」「教育執行方針」に基づき、各款にわたって予算措置を行うものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず、諸交付金、地方交付税、臨時財政対策債については、国の地方財政計画に基づき措置するものであります。

使用料及び手数料などについては、利用実態による積算を行うものであります。

また、国庫支出金等歳出関連の特定財源については、現段階で見込めるものについて全て計上するものであります。

債務負担行為については、車両の購入費などについて措置するものであります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は9億7,227万1,000円となり、前年度予算額と比較して1億9,974万円、率にして2.2%の増となるものであります。

次に、議案第24号平成30年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度に係る本市の財政運営が適切に執行されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主要となる部分は、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び事務費負担分を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。市が徴収する保険料のほか、一般会計の繰入金として、道と市が負担する低所得者等の保険料軽減額及び広域連合に納付する共通経費分並びに事務費負担分の費用を措置するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億9,975万4,000円となり、前年度予算額と比較して1,238万6,000円、率にして6.6%の増となるものであります。

次に、議案第25号平成30年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。平成30年度から国民健康保険制度が北海道の広域化となることから、北海道の予算編成における留意事項を考慮し、本市の財政運営が適切に執行されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、近年の被保険者及び医療費の減少を考慮し、相当額を措置したものであります。

また、広域化に伴い、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金を整理し、新たに国民健康保険事業費納付金を計上するほか、医療費適正化特別対策事業及び収納率向上特別対策事業に係る経費を引き続き措置するものであります。

保健事業費については、特定健康診査及び特定保健指導のほか、人間ドック利用者への

助成などの経費を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。保険料については、国民健康保険事業費納付金の財源確保が可能な見込みから、現行の料率等を据え置くものであります。

また、国庫支出金は、広域化に伴い、該当する歳入を北海道支出金に整理するものであります。

このほか、歳出関連で見込まれる全ての収入を措置しまして、国民健康保険特別会計予算の総額は12億9,325万9,000円となり、前年度予算額と比較しまして3億8,474万5,000円、率にして22.9%の減となるものであります。

次に、議案第26号平成30年度三笠市介護保険特別会計予算であります。平成30年度を初年度として策定した「第7期介護保険事業計画」に基づき、保険給付費及び地域支援事業費の見込み額に介護報酬改定による影響額を勘案し、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出であります。保険給付費については、平成29年度の決算見込み額をもとに、新たに追加となるサービスの予定量を考慮し、計上するものであります。

地域支援事業費については、水中運動教室や元気アップ教室のほか、新たに認知症初期集中支援事業などを実施するものであります。

一方、歳入であります。まず介護保険料については、保険給付費や介護給付費準備基金の取り崩しによる繰入金等を考慮し、措置するものであります。

また、支払基金交付金、国、北海道、三笠市の負担額については、保険給付費に対するそれぞれの負担割合に応じて措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計の予算総額は歳入歳出とも13億4,669万1,000円となり、前年度当初予算と比較しまして4,696万4,000円、率にして3.4%の減となるものであります。

次に、議案第27号平成30年度三笠市育英特別会計予算についてであります。奨学資金の新規貸し付けについては、平成16年度末で廃止し、対象となっている貸付者も平成19年度で終了いたしました。

このことから、歳出予算については、歳入で見込まれる貸付金の返還分など、全ての収入を基金に積み立てるものであります。

一方、歳入予算については、貸付金の返還分133万1,000円を見込み、基金運用益金収入及び預金利子を計上するものであります。

以上により、育英特別会計予算の総額は138万2,000円となり、前年度当初予算額と比較して40万8,000円、率にして22.8%の減となるものであります。

次に、議案第28号平成30年度三笠市水道事業会計予算についてであります。安全で良質な水を安定的に供給するため、施設の適切な管理に努めることを基本とし、予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、実績に基づく推計使用水量により給水収益を見込み、総額3億374万7,000円を措置するものであります。

また、支出については、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として総額2億9,371万2,000円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、老朽配水管の改良とメーター器の取りかえが主な事業であり、3億292万6,000円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債など総額1億2,850万円を措置するものであります。

以上により、水道事業会計支出予算の総額は5億9,663万8,000円となり、前年度予算額と比較しまして2,178万7,000円の増、率にして3.8%の増となるものであります。

次に、議案第29号平成30年度三笠市下水道事業会計予算についてであります。快適な生活環境を確保するための基盤整備と施設の適切な維持管理を図ることを基本とし、予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、下水道使用料の減収を見込み、総額6億42万6,000円を措置するものであります。

また、支出では、下水道施設の維持管理に必要な経費として、総額5億9,423万6,000円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、三笠浄化センター等の機器更新と三笠第3排水区雨水整備工事が主な事業であり、企業債償還金等を含む6億9,135万7,000円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債など総額4億3,752万8,000円を措置するものであります。

以上により、下水道事業会計支出予算の総額は12億8,559万3,000円となり、前年度予算額と比較しまして1億8,985万2,000円の増、率にして17.3%の増となるものであります。

最後に、議案第30号平成30年度市立三笠総合病院事業会計予算についてであります。病院事業については、本市における基幹病院として、その機能を維持、継続するよう取り組んでおりますが、患者数が年々減少傾向にあるとともに、必要な施設改修や更新が必要な医療機器もあるなど、依然として厳しい状況となっております。

これらのことを踏まえ、既存の施設や人材の有効活用を図り、訪問看護事業の利用者を拡充するための体制強化や回復期リハビリテーション病棟における環境整備などサービス向上に取り組み、経営において発生する不足財源をできる限り圧縮するよう努めてまいります。

まず、収益的収支であります。収入については、1日平均入院患者数を99.2人、

1日平均外来患者数を248.3人と設定し、入院、外来収益などを見込み、総額21億1,122万2,000円を計上するとともに、支出においては、必要経費として、総額24億7,365万5,000円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、老朽化への対応や医療サービスの充実を図るため、医療用機械器具10品目の購入のほか、修学資金貸付金など、総額2億9,647万1,000円を措置するとともに、収入については、企業債など、総額1億2,484万1,000円を計上するものであります。

以上、議案第23号から議案第30号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上をもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第23号から議案第30号までについての提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第23号から議案第30号までについての質疑は、3月15日からの大綱質問により行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第8 議案第1号から議案第22号まで及び議案第31号について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の8 議案第1号から議案第22号まで及び議案第31号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第1号三笠市公共施設整備等基金条例の制定から議案第22号平成29年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第4回）まで及び議案第31号土地の取得について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第1号三笠市公共施設整備等基金条例の制定についてであります。本条例の制定は、公共施設の新築、建てかえ、修繕等及びこれに関連する土地等の取得に必要な経費に資するための基金を設置するため、必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、基金の積み立てや基金の運用及び処分などについて定めるものであります。

施行期日は、公布の日からであります。

次に、議案第2号三笠市食の研修体験学習施設設置条例の制定についてであります。

本条例の制定は、三笠高校生が食のスペシャリストとなるための力をさらに身につけていただくとともに、食に関する活動拠点施設として、食の研修体験学習施設を設置するため、必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、施設の名称や管理方法のほか、キッチンスタジアムの使用料などについて定めるものであります。

施行期日は、平成30年7月22日であります。

次に、議案第3号三笠市笑顔で心をつなぐ手話言語条例の制定についてであります。本条例の制定は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解を促進し、手話を使用する市民が安心して暮らすことのできるまちを実現するため、必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、条例の目的、市の責務、市民の役割、推進計画の策定などについて定めるものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

議案第4号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、複雑化、高度化する行政課題に迅速かつ創造的に対応できる組織体制を確立するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、重要な行政課題等に対応するため、必要に応じ組織を設置できる旨の規定を追加するものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

次に、議案第5号三笠市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、介護保険法に規定する地域支援事業の改正を踏まえ、地域支援事業の検討を進めるに当たり、新たに協議体を設置するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、地域包括ケアシステムの支援体制について検討を行う「地域ケア推進会議」及び地域における支え合いの体制づくりの推進について検討を行う「生活支援体制推進会議」を、附属機関として新たに設置するものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

次に、議案第6号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、勤務時間1時間当たりの支給額について、労働基準法に準拠した算出方法に改めるため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、勤務時間1時間当たりの支給額の算出について、月額で支給する特殊勤務手当を加えるとともに、休日に係る勤務時間数を除くことに改めるものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

次に、議案第7号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、給与制度の構造改革に伴い設定した給料の経過措置を国家公務員に準拠し廃止するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、一般職の給料における現給保障の経過措置について、平成30年3月31日までとするものであります。

施行期日は、公布の日からであります。

次に、議案第8号三笠市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、本市における本事業の利用者負担額は、子ども・子育て支援法施行令に定める額と同額としていることから、政令改正に対応した迅速な改定及び市民周知を行うため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、条例に規定している利用者負担額について、規則で定める旨の規定に改めるものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

次に、議案第9号三笠市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国の基準の改正に伴い、本市の指定介護予防支援の運営及び具体的な取扱方針について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、省令で定める基準を参酌し、指定介護予防支援の運営及び具体的な取扱方針に必要な基準を追加するものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

次に、議案第10号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国民健康保険事業の広域化及び税制改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、国民健康保険事業の広域化に伴う規定の整備を行うとともに、国民健康保険料の軽減措置の引き上げを行うものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

次に、議案第11号三笠市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、高齢者の医療確保に関する法律の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、国民健康保険法の規定により、住所地特例の適用を受けている被保険者が後期高齢者医療保険制度に加入した場合、住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の被保険者となるよう規定の整備を行うものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

次に、議案第12号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、介護保険料の改定及び介護保険法の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険料を改定するとともに、法改正により市町村における質問検査権の範囲の拡大による罰則規定の整備を行うものであ

ります。

施行期日は、平成30年4月1日からであります。

次に、議案第13号三笠市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国の基準の改正に伴い、本市の基準について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、省令で定める基準を参酌し、共生型サービスに関する基準及び居宅介護支援に関する基準を追加するなど、規定の整備を行うものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

次に、議案第14号三笠市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国の基準の改正に伴い、本市の基準について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、省令で定める基準を参酌し、介護保険施設の区分に「介護医療院」を追加するとともに、共用型認知症対応型通所介護の普及のため利用定員数を見直すなど、規定の整備を行うものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

次に、議案第15号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、消防庁通知による違反対象物に係る公表制度の実施について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、特定防火対象物において屋内消火栓整備等が未設置である場合に公表を行うことができる旨の規定を追加するものであります。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

次に、議案第16号三笠市商工業等元気支援条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、市内経済の振興と商工業等の活性化を推進するに当たり、今後も施設整備の促進が必要なことから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、本制度の適用期限を平成34年3月31日まで4年間延長するものであります。

施行期日は、平成30年3月31日であります。

次に、議案第17号三笠市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、対象業種の定義規定について引用法令の改正が生じたことから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、奨励措置の対象である情報通信技術利用事業について、統計法に規定する情報通信業に改めるものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

次に、議案第18号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園内における運動施設の面

積基準を条例で規定する必要が生じたため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、都市公園内に設ける運動施設の面積を都市公園の敷地面積の100分の50とするものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

次に、議案第19号第8次三笠市総合計画の基本計画の一部修正についてであります。本計画は、後期実施計画に向けて見直しを行い、新たな事業を掲載するため、必要となる修正を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第20号平成29年度三笠市一般会計補正予算（第7回）についてであります。今回の補正は、既定予算額9億1,180万2,000円に5億6,333万3,000円を追加し、予算の総額を100億7,513万5,000円とするものであります。

まず、歳出であります。こころのふるさと寄附金などの採納に伴う各基金へ積み立てのほか、市立病院の資金不足に対する補助金を措置するなど、総務費から教育費まで7款において必要な経費を措置するものであります。

その他、各款にわたり、事業費等の執行に伴う予算整理を行うものであります。

一方、歳入については、新たな事業に係る財源のほか、過疎債ソフト事業分の財源更正などを予算整理し、歳出関連特定財源3,745万5,000円を増額するほか、一般財源については、財政調整基金繰入金などを計上するものであります。

地方債の補正については、過疎債ソフト事業分などを追加するほか、対象事業の執行に伴う整理を行うものであります。

次に、議案第21号平成29年度三笠市下水道事業会計補正予算（第3回）についてあります。今回の補正は、一般会計負担金及び補助金の整理を行うものであります。

まず、収益的収入については、一般会計負担金が減額となりますが、収支調整のために一般会計補助金を増額措置するものであります。

また、債務負担行為であります。2カ年事業のうち今年度事業量を補助金減により減少したため、翌年度分を増額措置するものであります。

次に、議案第22号平成29年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第4回）についてあります。今回の補正は、経常費及び事業費における予算整理を行うとともに、資金不足額が発生しないよう、一般会計繰入金を4億9,300万円追加するものであります。

まず、収益的収入支出であります。収入については、患者数の減少による影響や一般会計繰入金を4億9,300万円追加することにより、総額を22億6,368万1,000円とするとともに、支出においては、給与費、材料費、経費などを整理し、1億5,257万5,000円を減額することにより、総額を21億2,772万9,000円とするものであります。

次に、資本的支出であります。建設改良費について入札結果に基づき整理するほか、看護師修学資金貸付金を整理するとともに、資本的収入においては、建設改良費の財源で

ある企業債の減額などであります。

最後に、議案第31号土地の取得についてであります。今回取得する土地は三笠市土地開発公社所有の土地であり、土地開発公社の経営の健全化を図るため、取得するものがあります。

取得する土地の所在は、三笠市萱野533番2ほか2筆、合計面積は3万444平方メートル、取得価格が総額2,424万5,297円であります。

以上のとおり1件5,000平方メートル以上の土地取得となりますことから、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第3条の規定により提案するものがあります。

以上、議案第1号から議案第22号まで及び議案第31号について、一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第1号から議案第22号まで及び議案第31号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（谷津邦夫氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日3月3日から3月14日までの12日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

3月3日から3月14日までの12日間、休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 0時02分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員